

『里兆法律资讯』由里兆律师事务所编制，未经书面许可，不得转载、摘编等； 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的订阅规则； 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的“里兆法律资讯”栏目； 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。	「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの受信にあたってのお願いをご覧ください。 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「里兆法律情報」の欄をご覧ください。 ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご連絡ください。
--	---

N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM N TM

Issue 21 • 2006/07/29 ~ 2006/08/04

一、相关新法令及新政策

关于加强外商投资经营增值电信业务管理的通知

【发布单位】国家信息产业部

【发布日期】 2006-07-13

【施行日期】 2006-07-13

【法令全文】请点击[以下网址](#)查看:

http://www.mii.gov.cn/art/2006/07/26/art_21_20227.html

外商投资项目采购国产设备退税管理试行办法

【发布单位】国家税务总局、国家发展和改革委员会

【发布文号】国税发【2006】111号

【发布日期】 2006-07-24

【施行日期】 2006-07-01

【提示】根据该办法，鼓励类外商投资项目采购国产设备享受的增值税退税政策，具体范围及办理流程如下：

一、関係する新法令及び新政策

Ⅰ 外商投資経営による付加価値電信業務の管理強化についての通知

【発布機関】国家信息产业部

【発布日】2006-07-13

【施行日】2006-07-13

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

http://www.mii.gov.cn/art/2006/07/26/art_21_20227.html

Ⅰ 外商投資プロジェクトによる国産設備購入の税金還付についての管理試行弁法

【発布機関】国家税務総局、国家発展改革委員会

【发布番号】国税発【2006】111号

【発布日】2006-07-24

【施行日】2006-07-01

【コメント】同弁法によると、奨励類外商投資プロジェクトが国産設備を購入する場合に受けられる増値税還付政策の具体的な範囲と手続の流れは次の通りであるとされている。

享受 退税的 企业范 围	- n 被认定为增值税一般纳税人的外商投资企业； - n 从事交通运输、开发普通住宅的外商投资企业； - n 从事海洋石油勘探开发生产的中外合作企业； - n 按规定应实行扩大增值税抵扣范围的外商投资企业在投资总额内采购的国产设备不实行增值税退税政策。	
	- n 属于《外商投资产业指导目录》中的鼓励类外商投资项目； - n 属于《中西部地区外商投资优势产业目录》的外商投资项目。	
	- n 鼓励类外商投资项目采购的在中国境内生产、作为固定资产管理的设备，包括按照购货合同随设备购进的配套件、备件等； - n 凡属于《外商投资项目不予免税的进口商品目录》的，不实行退税政策。	
办理 流程	项目 确认书 和设备 清单的 办理	- n 项目确认书的办理，由项目业主单位在项目核准后一个月内向省级发展改革委提出申请： - 投资总额 3000 万美元以下的，由省级发展改革委审批后出具项目确认书（附设备清单）； - 投资总额 3000 万美元及以上的，由省级发展改革委初审后，向国家发展改革委正式报文提出申请，由国家发展改革委审批后出具项目确认书（附设备清单）。 - n 执行中确需变更项目单位、投资总额、采购国产设备额、执行年限和采购国产设备清单等主要事项的，由原出具部门审核同意后出具项目确认书和（或）设备清单变更证明。
	备案 登记 管理	- n 企业在取得发展改革委出具的项目确认书后 30 日内，向所在地主管退税机关申请备案登记； - n 企业撤并、变更的，在批准撤并、变更之日起 30 日内，向所在地主管退税机关办理注销或变更购买国产设备的退税认定手续。

税金 還付 を受け られる 企業の 範囲	- n 増値税一般納税人に認定された外商投資企業 - n 交通運輸、一般住宅の開発に従事する外商投資企業 - n 海洋石油調査開發生産に従事する中外合作企業 - n 規定に従い、増値税控除範囲を拡大しなければならない外商投資企業が総投資額内で購入した国産設備については、増値税還付政策を実施しない	
	- n 「外商投資産業指導目録」の奨励類に該当する外商投資プロジェクト - n 「中西部地区外商投資優勢産業目録」に該当する外商投資プロジェクト	
	- n 奨励類の外商投資プロジェクトが購入する中国域内で製造された、固定資産として管理される設備には、買入契約に基づき設備と一緒に購入する付属品や予備品が含まれる。 - n 「外商投資プロジェクトで免税扱いにならない輸入商品目録」に該当する場合は、税金還付政策を実施しない。	
手続 の流れ	プロ ジェ クト 確認 書と 設備 リス トの 手続	- n プロジェクト確認書の手続きは、プロジェクトの事業主である企業が、プロジェクトが認可されて 1 ヶ月以内に省レベルの发展改革委に申請を出す。 - 総投資額が 3000 万米ドル以下の場合、省レベルの发展改革委が審査批准後にプロジェクト確認書（設備リストを添付）を発給する。 - 総投資額が 3000 万米ドル及びそれ以上の場合、省レベルの发展改革委による 1 回目の審査の後、国家发展改革委委員会に正式に書類を提出の上、申請し、国家发展改革委委員会は審査批准後にプロジェクト確認書（設備リストを添付）を発給する。 - n 遂行中にプロジェクト企業、総投資額、国産設備の購入額、遂行年数及び国産設備の購入リスト等の主要な事項をどうしても変更する必要がある場合、もとの部門が審査の上、同意した後でプロジェクト確認書と（又は）設備リスト変更証明を発行する。
	届出 登記 管理	- n 企業は发展改革委の発給するプロジェクト確認書を取得してから 30 日以内に、所在地の税金還付を取り扱う機関で届出登記の申請を行う。 - n 企業が統廃合や変更する場合、統廃合や変更が承引された日から 30 日以内に、所在地の税金還付を取り扱う機関で国産設備購入の税金還付認定手続の取消し又は変更を行う。

退 税 申 报 审 核	n 属于增值税一般纳税人企业应自购买设备开具增值税专用发票的开票之日起 30 日内办理发票认证, 认证后方可申报退税;
	n 企业自开票之日起 90 日内向其所在地主管退税机关提交退税申请;
退 税 监 管	n 主管退税机关接到退税申请后, 进行审核确认, 并实地调查核实设备的购进情况, 对审核无误的按增值税专用发票上注明的税额办理退税。
	n 主管退税机关办理退税后, 将有关信息登记入册, 并对国产设备监管 5 年;
	n 在 5 年的监管期内, 国产设备发生转让、赠送、出租、再投资等行为的, 企业须就设备折余价值, 向主管退税机关补缴已退税款。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200608020844527849>

税 金 還 付 申 請 の 審 査	n 增值税一般纳税人に該当する企業は、設備を購入し、増値税専用伝票を発行した発行日から 30 日以内に伝票認証手続を行わなければならない、認証の後で税金還付の申請ができる。
	n 企業は伝票を発行した日から 90 日以内に、企業の所在地の税金還付を取り扱う機関に税金還付を申請する。
税 金 還 付 の 監 督 管 理	n 税金還付を取り扱う機関が税金還付の申請を受けた後は、審査確認を行い、また、実地調査を行って設備の購入状況の確認し、審査して誤りがなければ増値税伝票上に記載する税額に基づき税金還付手続を行う。
	n 税金還付を取り扱う機関が税金還付手続を行った後、関係する情報を登記し、また、国産設備について 5 年監督管理する。
	n 5 年の監督管理機関内に、国産設備を譲渡、寄贈、賃貸、再投資する等の行為があった場合、企業は設備の償却残余価値について、税金還付を取り扱う機関にすでに還付された税金を追納しなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=200608020844527849>

I 上海市财政局、上海市国税局、上海市地税局关于公布废止和失效的财政税务规范性文件目录（第十三批）的通知

【发布单位】上海市财政局、上海市国税局、上海市地税局

【发布文号】沪财法【2006】53 号

【发布日期】2006-07-26

【施行日期】2006-07-26

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfg/zh/userobject7ai22034.html>

I 廃止及び失効した財政税務規範性書類の目録（第 13 回目）を公布することについての上海市财政局、上海市国税局、上海市地税局による通知

【発布機関】上海市财政局、上海市国税局、上海市地税局

【発布番号】滬財法【2006】53 号

【発布日】2006-07-26

【施行日】2006-07-26

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csi.sh.gov.cn/gb/csi/csfg/zh/userobject7ai22034.html>

I 上市公司收购管理办法

【发布单位】中国证券监督管理委员会

【发布文号】中国证券监督管理委员会令第 35 号

【发布日期】2006-07-31

【施行日期】2006-09-01

【提 示】根据该办法, 外国投资者进行上市公司的收购及相关股份权益变动活动的, 应当取得国家相关部门的批准, 适用中国法律, 服从中国的司法、仲裁管辖。

【法令全文】请点击以下网址查看:

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?infoid=1154438302100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%D0%C2%CE%C5%B5%BC%B6%C1>

I 上場会社買収管理弁法

【発布機関】中国证券监督管理委员会

【発布番号】中国证券监督管理委员会令第 35 号

【発布日】2006-07-31

【施行日】2006-09-01

【コメント】同弁法によると、外国投資者が上場会社の買収及び関連する株式の移動活動を行う場合、国の関係部門の承認を取得してから、中国法律を適用し、中国の司法・仲裁の管轄に従わなければならない。

【法令全文】下記 URL をクリックしてください。

<http://www.csrc.gov.cn/cn/jsp/detail.jsp?infoid=1154438302100&type=CMS.STD&path=ROOT%3ECN%3E%D0%C2%CE%C5%B5%BC%B6%C1>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、相关新信息

I 国家发展和改革委员会将重点调控固定资产投资过快

国家发展和改革委员会 2006 年 08 月 01 日发表文章强调：要把控制投资过快增长、优化投资结构作为宏观调控的一项重要任务。

同日，国家发展和改革委员会、国土资源部、国家环境保护总局、国家安全生产监督管理总局、中国银行业监督管理委员会联合发布了《新开工项目清理工作指导意见》（发改投资【2006】1538 号），根据该意见，各地相关部门要对今年上半年列入统计范围的新开工项目，从产业政策、项目审核程序、土地审批、环评审批、信贷政策执行等方面逐项进行全面清理。

在今后的工作中，相关部门将从严控制新开工项目；进一步加强土地管理；严把信贷“闸门”；调整优化投资结构；严格规范招商引资活动。

（摘自 2006 年 08 月 01 日新华网，里兆律师事务所 2006 年 08 月 04 日整理编写）

二、関係する新たな情報

I 国家发展和改革委员会は、固定資産の速過ぎる投資を重点的に調整する

国家発展改革委員会は 2006 年 8 月 1 日に文書を発表し、投資の速過ぎる増長を抑制し、投資構造を最適化することをマクロコントロールの重要な任務とすると強調した。

同日、国家発展改革委員会、国土资源部、国家環境保護総局、国家安全生产監督管理総局、中国銀行業監督管理委員会は、「新たに着工するプロジェクトの整理作業の指導意見」（发改投資【2006】1538 号）を共同で発布したが、同意見によると、各地域の関係部門は今年上半期に統計範囲の中に入った新たに着工されるプロジェクトについて、産業政策、プロジェクト審査手順、土地審査、環境評価審査、貸付政策の執行等の方面から全面的な整理を徐々に行うとされている。

今後の作業の中で、関係部門は新たに着工されるプロジェクトを厳しく制御し、土地管理をさらに強化し、貸付の「出入口」をしっかりと見張り、最適化した投資構造を調整し、企業誘致と資金導入活動を厳しく規範化していく。

（2006 年 8 月 1 日付の新華網ウェブサイトより抜粋、里兆法律事務所が 2006 年 8 月 4 日付けで再編集）

I 一批法规自 2006 年 08 月 01 日起施行

2006 年 08 月 01 日起，一批法规和部门规章及规范性文件正式施行。包括：《国家税务总局关于换发税务登记证的通知》、《中华人民共和国海关加工贸易企业联网监管办法（修订）》、《国家税务总局关于个人住房转让所得征收个人所得税有关问题的通知》、《招标投标挂牌出让国有土地使用权规范》和《协议出让国有土地使用权规范》等。

（里兆律师事务所 2006 年 08 月 04 日整理编写）

I 2006 年 8 月 1 日より施行される法規

2006 年 8 月 1 日より、正式に施行される法規、部門規則及び規範性文書がある。その中には、「税務登記証を交換発給することについての国家税務総局による通知」、「中華人民共和國税関加工貿易企業ネットワーク化監督管理弁法（改正）」、「個人住宅の譲渡による所得につき個人所得税を徴収することについての国家税務総局による通知」、「国有土地使用権の入札・競売・市場揭示での私下規範」及び「国有土地使用権の協議での私下規範」等が含まれる。

（里兆法律事務所が 2006 年 8 月 4 日付けで作成）

I 关于如何约定有效的仲裁条款的问题

仲裁，作为一种民商事争议的解决方式，因

I 有効な仲裁条項を如何に約定するかについて

仲裁は、民商事爭議の解決方法として、その専門

其专业性（仲裁员由专家组成）、灵活性（部分程序可由当事人协商确定）、保密性（以不公开审理为原则）、快捷性（一裁终局）等优点而广受青睐。因此，当事人普遍在民商事合同中约定仲裁条款用于解决争议。

但是，律师发现，许多企业在合同中所订之仲裁条款，或对仲裁机构约定不明而无效；或在其中人为设置限制条件而效力受影响；或虽充分有效，但如按其执行则不能显示仲裁之优越性。在此，律师结合实务经验，将订立仲裁条款应注意事项作如下简要说明：

1. 应明确包含如下内容：（a）请求仲裁的意思表示：例如，“各方一致同意仲裁”；（b）仲裁事项：例如，“凡因本合同引起的或与本合同有关的任何争议”；（c）选定的仲裁机构：例如，“中国国际经济贸易仲裁委员会”。此外，建议包含明确仲裁裁决效力的语句，例如，“仲裁裁决是终局的，对各方均有约束力。”
2. 明确仲裁机构名称，不以仲裁地点代替仲裁机构名称。诸如“由xx地仲裁委员会仲裁”或“在xx地仲裁”等语句都无法从中准确判断约定将争议提交哪一仲裁机构解决（如上海有“中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会”和“上海仲裁委员会”两个较大的仲裁机构），即属仲裁机构约定不清。根据《中华人民共和国仲裁法》第18条，仲裁协议对仲裁委员会没有约定或者约定不明确的，当事人可以补充协议；达不成补充协议的，仲裁协议无效。实践中，当事人于争议发生后补充达成有效仲裁条款的情形很少见，因此，以仲裁地点代替仲裁机构名称的语句应避免。

此外，根据中国的仲裁法律，当事人可在合同中约定两个（或以上）明确的仲裁机构，例如，“合同争议应提交中国国际经济贸易仲裁委员会，或瑞典斯德哥尔摩商会仲裁院仲裁”。发生争议后，仲裁申请人只需选择其中任一仲裁机构提出仲裁申请。但为减少不确定因素，律师建议在合同中只约定一个明确的仲裁机构。

性（仲裁員は専門家で構成される）、融通性（手順の一部は当事者が協議で確定できる）、機密性（非公開審理を原則とする）、敏捷性（一審終局）等のメリットがあることから、広く歓迎されている。このため、当事者は一般的に民商事契約の中で、争議を解決するために、仲裁条項を約定している。

しかし、数多くの企業が契約の中で約定する仲裁条項又は仲裁機構についての約定が明確でないために無効となったり、或いは、そのうちの人為的な設置条件のために効力が影響を受けてしまったり、又は、充分に有効ではあるが、それに基づき執行するのは仲裁のメリットそのものが反映されなくなることに弁護士は気づいた。そこで、弁護士は実務経験と併せ、仲裁条項を取り決めるにあたって注意すべき事項について簡潔にご説明する。

1. 次の内容を明確に含まなければならない。（a）仲裁申立の意思表示：例、「当事者の各方が仲裁に同意する」（b）仲裁事項：例、「本契約の締結によって発生した又は本契約と関係のあるすべての争議」（c）選定する仲裁機構：例、「中国国际经济贸易仲裁委员会」このほか、「仲裁判断は終局のものであり、当事者各方に拘束力をもつ」といった仲裁判断の効力を明確化した言葉を含ませるとよい。
2. 仲裁機構の名称を明確化し、仲裁場所をもって仲裁機構の名称の代わりとしない。例えば、「xx地仲裁委员会による仲裁」又は「xx地での仲裁」といった言葉からは、争議を具体的にどの仲裁機構（例えば、上海には「中国国际经济贸易仲裁委员会上海分会」と「上海仲裁委员会」という2つの大きな仲裁機構がある）に預けて解決すると約定したのかを正確に判断することができないことから、その仲裁機構の約定がはっきりしない。「中華人民共和国仲裁法」第18条によると、仲裁協議で仲裁委員会について約定していない又は約定が明確でない場合、当事者は協議を補充することができ、協議の補充について合意に至らない場合、仲裁協議は無効であるとされている。実践の中では、当事者が争議の発生後に有効な仲裁条項について合意することは稀であることから、仲裁場所をもって仲裁機構の名称の代わりとするような書き方は避けるべきである。

このほか、中国の仲裁法律によると、当事者は契約の中で、「契約についての争議は中国国际经济贸易仲裁委员会又はスウェーデンのストックホルム商業会議所仲裁裁判所に仲裁を委ねる」というように、2つ（又はそれ以上）の明確な仲裁機構を約定することができる。争議の発生後、仲裁申立人はそのうちのいずれか1つの仲裁機構を選択し、仲裁の申立を行えばよい。但し、不確定な要素を減らすためにも、契約の中で明確な仲裁機構を1つだけ約定するようにした方がよいと弁護士は考える。

3. 建议不对提起仲裁期限作限制性约定。某些当事人基于种种考虑，在仲裁条款中约定当事人应于争议发生后一定期限内向仲裁机构提起仲裁。该等约定，有其合理性，但也可能对仲裁条款效力造成不利影响：第一，争议自何时（具体时间）发生，本身难以客观、统一的判定；第二，如当事人在约定期限后提起仲裁，其效力未必会被对方和仲裁机构所认可。律师认为，约定仲裁本身是为解决争议，该等限制性约定，不仅可能影响当事人提起仲裁，还可能引发新的争议。因此，律师不推荐在仲裁条款中对提起仲裁期限作限制性约定。

4. 建议约定在中国境内涉外仲裁机构仲裁。涉外合同虽然可约定在中国境外仲裁机构仲裁，但是，鉴于在中国境内签订的合同，其主要权利义务基本都会在中国境内履行，使用境内涉外仲裁机构仲裁，一则可由中国专家适用中国法律进行仲裁，这与“合同纠纷最好适用合同履行地法律”的原理一致，有利于纠纷解决；二则仲裁裁决可直接在中国法院申请强制执行。与之对应，境外仲裁裁决则须依据 1958 年《承认及执行外国仲裁裁决公约》（通称《纽约公约》）或国际互惠原则在中国法院申请承认和执行，此裁决被承认与执行的时间较长、费用较高、风险也较大。基于此，律师建议选定在中国境内涉外仲裁机构仲裁。

综上，律师建议，在合同中需约定仲裁条款的，可参考如下表述：“凡因本合同引起的或与本合同有关的任何争议，由当事人协商解决，协商不成的，任何一方均可提交××仲裁委员会，按照申请仲裁时该会现行有效的仲裁规则进行仲裁。仲裁裁决是终局的，对各方均有约束力。”

（里兆律师事务所 2006 年 08 月 04 日整理编写）

3. 仲裁の申立期間について制限的な約定はしない方がよい。一部の当事者は様々な理由から、仲裁条項の中で当事者は争議が発生してから一定期間内に仲裁機構に仲裁を申立てなければならないと約定することがある。このような約定は、合理的だとも言えるのだが、場合によっては、仲裁条項の効力にマイナスの影響をもたらしかねない。その 1 つ目の理由として、争議そのものがいつ（具体的な時間）発生したのか、客観的かつ統一した判断を下しにくいからである。2 つ目の理由として、当事者が約定した期限の後で仲裁を申立てた場合、その効力は相手方と仲裁機構に認めてもらえるとは限らないためである。仲裁を約定するのは争議を解決するためであるのに、これらの制限的な約定は、当事者が仲裁を申立てることに影響をもたらすだけでなく、新たな争議を招いてしまう可能性もあると弁護士は考える。したがって、仲裁条項の中に、仲裁の期限について制限的な約定を設けることはお勧めできない。

4. 中国域内の涉外仲裁機構での仲裁を約定するとよい。涉外契約では、中国域外の仲裁機構での仲裁を約定することができるが、中国域内で締結した契約の場合、その主要な権利義務は基本的に中国域内で履行されることになるはずであり、域内の涉外仲裁機構で仲裁を行えば、中国の専門家が中国法律を適用し仲裁するため、まず、これは「契約紛争は履行地の法律を適用するのがよい」という原理と一致し、紛争解決には有利である。そして、仲裁判断は直接に中国の法院で強制執行を申立てることができる。反対に、域外仲裁判断は、1958 年の「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（通称「ニューヨーク条約」）又は平等互惠の原則に基づき、中国法院に承認及び執行の申立をしなければならず、この判断が承認され、執行されるまでの時間は非常に長く、費用も高くつき、リスクも高まる。このことから、中国域内の涉外仲裁機構を選択して仲裁を申立てるようにするのがよいと思われる。

以上から、契約の中に仲裁条項を約定する必要がある場合には、次の記述を参考にするとよい。「本契約の締結によって発生した、又は、本契約と関係するすべての争議は、当事者が協議で解決するとし、協議で合意に至らない場合は、いずれの当事者も××仲裁委员会に仲裁を申し立てることができ、仲裁を申立てる際には、同会で現行する有効な仲裁規則に従って仲裁を行う。仲裁の判断は終局のものであり、いずれの当事者に対しても拘束力を有する。」

（里兆法律事務所が 2006 年 8 月 4 日付けで作成）